

2021年8月18日

学生・職員の皆様

学校法人京都薬科大学
危機管理対策本部長

緊急事態宣言の発出に伴う本学の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症が都道府県を超えて感染拡大・まん延し、医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じていることから、昨日、京都府を含む7府県が新たに緊急事態宣言の対象地域に指定されました。これを受け京都府では、8月20日から感染力の強い「デルタ株」に備えた緊急事態措置が実施されることになり、また、大学等に対し感染防止対策と学生への注意喚起の要請がありましたので、このことを踏まえ、緊急事態措置期間中の教育研究活動等については、下記により行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【緊急事態措置期間：2021年8月20日～2021年9月12日】

1. 授業・実習について

緊急事態措置期間は、夏季休業期間中のため授業はありませんが、前年次科目再試験および前期追・再試験の実施に当たっては、構内や試験室内での感染防止対策を徹底します。

2. 分野における研究活動について

研究活動は、感染防止対策を十分に講じた上でこれまでどおり実施します。なお、実施にあたっては、学部学生・大学院生・教員の間で実施方法等について十分に協議のうえ、行ってください。

3. 課外活動について

課外活動は、8月20日から、活動の段階を第1段階（学内での接触を伴わない、個人もしくは少人数での活動）に引き下げます。

各団体の全構成員で第1段階計画書の内容を再度確認して、活動してください。

学内での活動中はもちろんですが、登下校時を含めた活動の前後においても、「感染しない、させない」の徹底をお願いします。

4. Lehmannプログラム・生涯研修プログラムについて

①生涯研修プログラム

対面実施は中止とし、オンデマンド配信にて対応します。

※詳細は受講者に別途連絡します。

②Lehmannプログラム

8月末の「スクーリング」は、オンラインにて開催します。

※詳細は履修生に別途連絡します。

5. 就業関係について

①職員の出張停止について

業務出張は、原則として、当分の間禁止します。

②時差出勤を活用した柔軟な対応

業務体制を確保のうえ、時差出勤を励行します。

③在宅勤務の実施について

在宅勤務を励行し、各部局の出勤者数の1/3削減を目指します。

6. その他

①クラブ・サークル及び分野での食事会等は禁止します。また、家族や普段一緒にいる人以外との会食は控える等、以下の点について遵守を徹底してください。

- ・ 3密の回避、消毒液等での手指衛生、換気の実施
- ・ 分野ならびに家族外での会食の禁止
- ・ 課外活動における新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止
- ・ 大人数での行動や、友人の下宿等での会食・宿泊の禁止
- ・ 食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止
- ・ 休日における旅行等の自粛
- ・ 通勤・通学時における近接した会話の自粛
- ・ 授業や課外活動の前後等の会食の自粛（「きょうとマナー」の厳守）
- ・ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入りの禁止

②緊急事態宣言期間中の外部への施設貸出しは、原則、行いません。

以上